

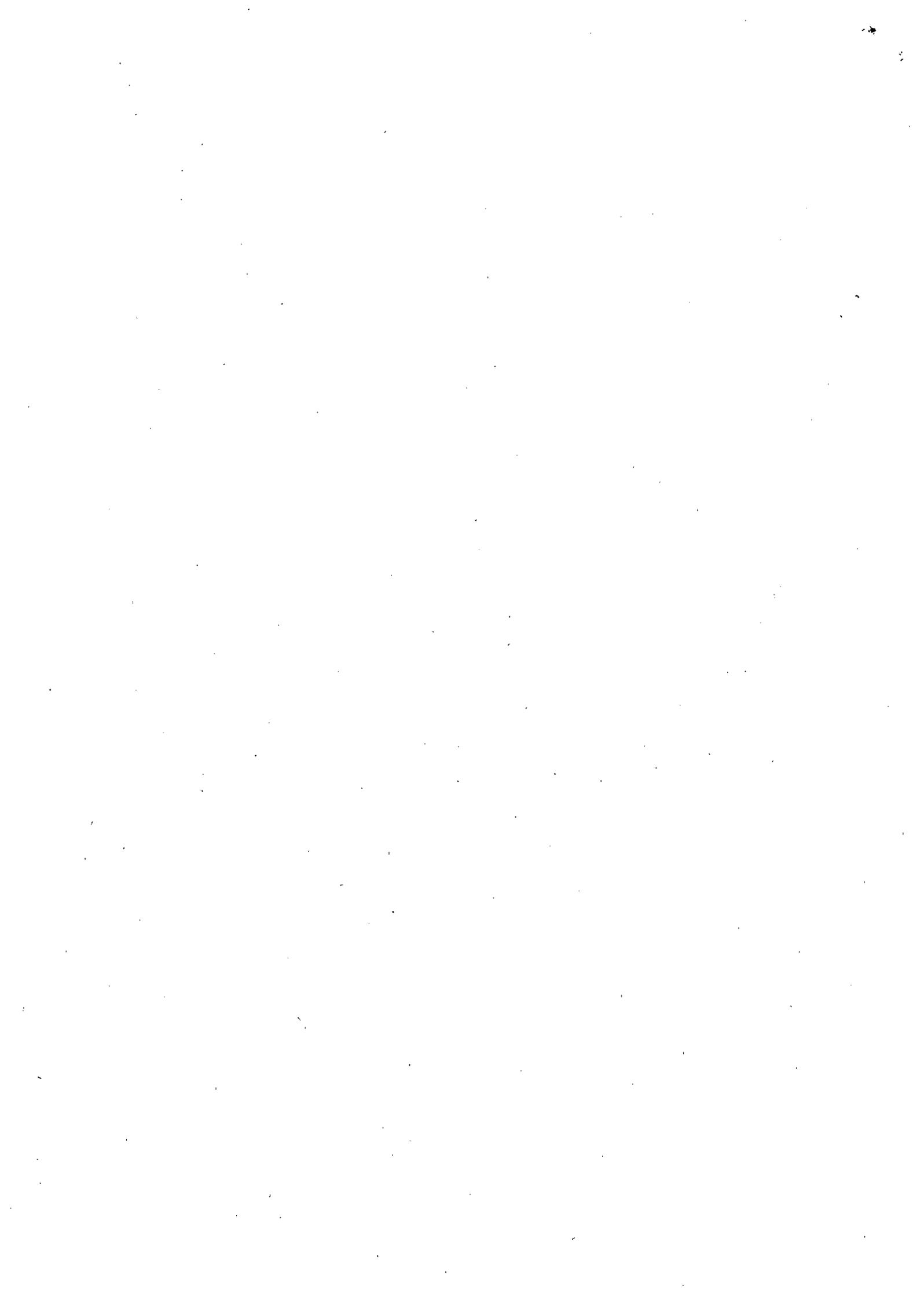
平成30年2月市議会 総務委員会資料

第27号議案 長崎市基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例

目次

	ページ
1 奨学資金貸与基金	1～2
2 歴史文化資料取得基金	3
3 新旧対照表	4

理 財 部
教 育 委 員 会
文 化 観 光 部
平 成 3 0 年 2 月



1 奨学資金貸与基金

(1) 改正理由

高等学校等への入学に係る給付型奨学金制度を創設するにあたり、貸与型奨学金の財源となっている当該基金を給付型奨学金にも活用するため、名称を改正するもの。

(2) 改正概要

基金名	改正内容
(現在) 奨学資金貸与基金 ↓ (改正後) 奨学基金	平成30年4月から、貸与型奨学金に加え、給付型奨学金を新たに創設することに伴い、名称を「奨学資金貸与基金」から「奨学基金」に改正するもの。

(3) 基金残高(平成28年度末時点)

250,480千円

(4) 貸与型奨学金の実績(平成29年度)

区分	貸与額	人数	金額
大学生	自宅:月1.4万円 自宅外:月1.6万円	22人	4,080千円
高校生	月1万円	71人	8,520千円
合計		93人	12,600千円

(5) 給付型奨学金の創設

ア 名称

高校生等入学給付金

イ 対象者

次の要件を満たす者の保護者。ただし、生活保護世帯及び市民税所得割非課税世帯は除く

(ア) 高等学校、高等専門学校、専修学校の高等課程および中等教育学校の後期課程のうち通信制でない学校(以下「高等学校等」という。)に在学すること

(イ) 経済的な理由によって修学が困難であること(就学援助における準要保護者相当)

ウ 給付額

高校生等1人につき63,200円(生活保護費で支給される入学準備金相当額)

(6) 施行日

平成30年4月1日

参考資料

1 国・県・市の奨学金制度

		国の制度	長崎県の制度	長崎市の制度	
奨学金制度		高等学校等		大学(専門学校含む)	
		入学一時金	奨学金	入学一時金	奨学金
	長崎市(教育委員会)	(新設) 高校生等 入学給付金 (高校生等一人あたり63,200円)	貸与型 (月1万円)	制度なし	貸与型※専門学校除く (月1.4万円、1.6万円) ⇒平成31年度から 廃止
長崎県(育英会)	制度なし	貸与型 (月1万円～3.5万円)	一時金 貸与 (30万円)	貸与型 (月4.1万円、4.7万円)	
国 (日本学生 支援機構)	制度なし	制度なし	一時金貸与 (利息付) (10～50万円)	貸与型 (無利息)(利息付) (月3万円～6.4万円)	
			一時金給付 (24万円)	給付型(H30から本格実施) (月2万円～4万円) ※私立自宅外(月4万円)を平成 29年度先行実施	

- 国の奨学金事業の拡充
 - ・給付型奨学金制度の本格実施【平成30年度から】
 - ・低所得者世帯の無利子奨学金の貸与に係る成績基準を撤廃【平成29年度から】
 - ・無利子奨学金の希望者全員に対する貸与の着実な実施【平成29年度から】

- 県の奨学金事業の拡充
 - ・大学入学時の一括貸与(30万円)を実施【平成29年度から】

2 長崎市の奨学金貸与状況

	高校生			大学生			合計		
	新規	継続	計	新規	継続	計	新規	継続	計
H20	15	0	15	23	83	106	38	83	121
H21	20	15	35	14	61	75	34	76	110
H22	49	31	80	26	51	77	75	82	157
H23	45	62	107	15	53	68	60	115	175
H24	52	74	126	16	42	58	68	116	184
H25	46	78	124	12	43	55	58	121	179
H26	39	88	127	5	37	42	44	125	169
H27	30	78	108	11	30	41	41	108	149
H28	26	62	88	6	25	31	32	87	119
H29	22	49	71	5	17	22	27	66	93

2 歴史文化資料取得基金

(1) 改正理由

長崎市の財産として後世に継承すべき資料について、必要な財源を確保し、財政負担の平準化を図ることで、その取得を円滑に行うため、「歴史文化資料取得基金」を創設するもの。

(2) 基金充当予定事業

長崎市における歴史文化資料の購入(一式 500 千円以上)

※購入する資料については、以下の基準を満たすものとする。

- ① 長崎市に縁が深いもの
- ② 希少性があるもの
- ③ 学術的又は芸術的価値が高いもの
- ④ 市の施設において有意義な活用が見込まれるもの

(3) 基金の目標額

100,000千円(平成39年度末)

H30～39年度積立額 年10,000千円

※取り崩した後の積立方法としては、10,000千円を上限に再積立を行う。

※積立額10,000千円は寄附金を含む。

(4) 原資

一般財源及び個人等からの寄附金

(5) 目標額設定の根拠

長崎県における博物館資料の取得実績(過去10年間、単年度最大58,409千円)を参考としつつ、長崎市における実績(平成29年度 11,000千円)及び予定(平成30年度予定35,000千円)も踏まえ設定。

(6) 資料の購入実績(過去5年間)

購入年度	資料名	金額 (千円)	所管課
25	長崎出島御番所出入相改帳 薬品応手録	1,470 525	出島復元整備室 文化財課・シーボルト記念館
26	-	-	-
27	蘭艦スムビン号(観光丸)航海日誌	4,104	出島復元整備室
28	-	-	-
29	長崎諏訪神社祭礼図屏風	11,000	文化財課

(7) 施行日

平成30年4月1日

3 新旧対照表

現行	改正後(案)																										
○長崎市基金の設置、管理及び処分に関する条例	○長崎市基金の設置、管理及び処分に関する条例																										
(設置)	(設置)																										
第1条 本市は、別に定めるものを除くほか、次のとおり基金を設置する。	第1条 本市は、別に定めるものを除くほか、次のとおり基金を設置する。																										
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>財政調整基金</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td><u>奨学資金貸与基金</u></td> <td>奨学資金の財源に充当する。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td>端島(軍艦島)整備基金</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	目的	財政調整基金	(略)	(中略)		<u>奨学資金貸与基金</u>	奨学資金の財源に充当する。	(中略)		端島(軍艦島)整備基金	(略)	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>財政調整基金</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td><u>奨学基金</u></td> <td>(同左)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td>端島(軍艦島)整備基金</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>歴史文化資料取得基金</u></td> <td><u>歴史文化資料の取得に要する経費の財源に充当する。</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	目的	財政調整基金	(略)	(中略)		<u>奨学基金</u>	(同左)	(中略)		端島(軍艦島)整備基金	(略)	<u>歴史文化資料取得基金</u>	<u>歴史文化資料の取得に要する経費の財源に充当する。</u>
名称	目的																										
財政調整基金	(略)																										
(中略)																											
<u>奨学資金貸与基金</u>	奨学資金の財源に充当する。																										
(中略)																											
端島(軍艦島)整備基金	(略)																										
名称	目的																										
財政調整基金	(略)																										
(中略)																											
<u>奨学基金</u>	(同左)																										
(中略)																											
端島(軍艦島)整備基金	(略)																										
<u>歴史文化資料取得基金</u>	<u>歴史文化資料の取得に要する経費の財源に充当する。</u>																										
(積立て)	(積立て)																										
第2条 基金は、毎年度予算の定める範囲内で積み立てる。	第2条 (同左)																										
(管理)	(管理)																										
第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。	第3条 (同左)																										
2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。	2 (同左)																										
(運用益金の処理)	(運用益金の処理)																										
第4条 基金の運用から生ずる収益は、毎年度歳入歳出予算に計上してそれぞれの基金に編入するものとする。	第4条 (同左)																										
(繰替運用等)	(繰替運用等)																										
第5条 市長は、必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて、又は予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。	第5条 (同左)																										
(処分)	(処分)																										
第6条 市長は、必要があると認めるときは、基金の全部又は一部をその目的に従って処分することができる。	第6条 (同左)																										
(委任)	(委任)																										
第7条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。	第7条 (同左)																										
附 則 (略)	附 則 <u>この条例は、平成30年4月1日から施行する。</u>																										